

## 「会計公準」って、なんでしょう？

会計が行われるための基礎的な前提を「会計公準」といいます。

「会計公準」は、会計理論や会計実務の基礎を成す最も基本的な考え方で、「企業実体の公準」「継続企業の公準」「貨幣的評価の公準」の3つが一般的です。

### 企業実体の公準

「企業をその所有者である株主とは別の独立した存在としてとらえ、その企業に関する取引だけを企業会計における記録・計算の対象とする」という前提です。

### 継続企業の公準（ゴーイング・コンサーン）

「企業は半永久的に存続するものとして仮定し、企業の全存続期間を人為的に一定の期間で区切って、その一定期間内の期間計算をする」という前提です。

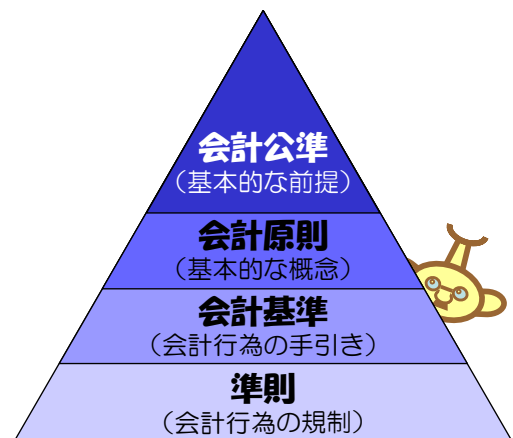
### 貨幣的評価の公準

「会計行為の全ては、貨幣数値という測定尺度を用いて行われる」という前提です。

## 会計理論の構造

会計理論は、基礎的な前提である「公準」に基づいて、基本的な概念である「原則」が定められ、「原則」に基づいて具体的な手続きを定めた「基準」が置かれる、といった体系になっています。

例えば「減価償却」という手続きがあります。この手続きは「費用配分の原則」、すなわち、資産の取得原価は、資産の種類に応じて各事業年度に配分しなければならないという「原則」（企業会計原則）に基づいています。そして、この原則が成立するためには、企業が継続するという「公準」（継続企業の公準）を必要とします。



## 町田市の新公会計制度では？

町田市の新公会計制度上では「会計基準」に相当するものとして「町田市会計基準」が定められています。また「準則」に相当するものとして「固定資産計上基準」「リース資産・リース債務の計上に関する基準」などが定められています。

ただし、町田市の新公会計制度は企業会計とは異なるので「会計公準」「会計原則」のすべてがあてはまるわけではありません。

## 減価償却とは？

減価償却とは「**資産の価値を減らすこと**」と「**費用を複数年度に配分すること**」という二つの考え方を実現するための会計処理です。

業務のための建物、機械装置、器具備品、車両運搬具などの資産は、一般的には時間の経過等によってその価値が減っていきます。このような資産を「減価償却資産」といいます。一方、土地や骨とう品などは、時間が経過しても価値が減少しない「非減価償却資産」です。

二つ目の考え方は、17号で紹介した「費用収益対応の原則」が元になっています。建物や車両などの資産は、複数年度にわたって収益に貢献するので、資産を取得した際の支出額は、資産が生み出す収益と対応するよう、使用可能期間に配分して計上しなければなりません（同様のことが、貸借対照表原則五「資産の貸借対照表価額」にも規定されています）。

なお、使用可能期間にあたるものとして「法定耐用年数」が、財務省令（減価償却資産の耐用年数等に関する省令）に定められています。

### 参考：貸借対照表原則五 資産の貸借対照表価額

貸借対照表に記載する資産の価額は、原則として、当該資産の取得原価を基礎として計上しなければならない。資産の取得原価は、資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない。有形固定資産は、当該資産の耐用期間にわたり、定額法、定率法等の一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分し、無形固定資産は、当該資産の有効期間にわたり、一定の減価償却の方法によって、その取得原価を各事業年度に配分しなければならない。繰延資産についても、これに準じて、各事業年度に均等額以上を配分しなければならない。

## 減価償却の目的

減価償却の目的は、資産の能率価値や売却時価を知ることにあるのではなく、予め定められた計算方法に従って適正に費用配分をすることにより、**適切な損益計算**を行うことにあります。

